

## 第六節 コレラの流行と避病院の設立

明治十年八月、コレラが長崎・横浜に入り、流行したので、八月二十七日、虎列刺病予防心得が制定され、長崎にも避病院が設立されることとなったが、九月十五日、避病院設置に伴い、松川堅は治療係（月給十五円）に、宮原末久馬は雑務係（月給同）に、林田亀作、大津忠吉は小使（日給三十五銭）に雇われた。

このような伝染病の流行に対する防疫施設としては、同時に長崎の居留地に前記のように海軍の経営する臨時病院設立の要も生じていたのである。そして大浦に設立をみ、それはレウエンも関与するところがあった。

「明治十年、外国人居留地の臨時病院に関する書類、長崎県外務課」に次の文書がある。

長崎県外国人居留地ニ設立有之候臨時病院之義不潔ニシテ右様不取締ニテハ同港居留外人ノ健康ヲ傷害スルノ患有之旨  
既ニ本年七月中旬口上以閣下へ申入置候処尚又右ニ付我英国領事ト同港県令トノ照会書数通別紙及進達候右書面ニ抛レハ

本年六月廿一日ヲ以此ノ容易ナラサル事件県令へ申立候趣之処其後八月十八日ニ至ル迄モ更ニ何等ノ所置無之由ニ有之全  
体該病院取締方之義者軍医官ノ所任ニ可有之之故ニヤ県令ニ於テハ格別注意不相成様被察候大坂軍団病院ノ義ハ先頃差出シ候ドクトル、ヒル氏ノ報告書ニモ稱賛有之然ルニ長崎出張之軍医官ニ於テハ同港臨時病院ノ取締右様不行届ナラントハ誠ニ可歎次第ニ候殊ニ夏季ニ際シ別紙八月十四日同十八日附  
フロウル氏ヨリ県令宛ノ書翰ニ記載スル如キ不注意有之候テハ遂ニ同港ノ健康ニ大害ヲ生セサルヲ得サルハ必然ノ義ニ有之既ニ此頃同港ニ於テ横浜ニ先チ虎列刺病ヲ発スルニ至リ候モ畢竟ハ多少右不取締ニ帰シ候事ト被考候就テハ前段申上候  
通不取締より尚此上害ヲ生セシメサル様閣下ヨリ其筋軍医官へ精々注意方御諭達有之度致希望候右得御意如斯敬具  
千八百七十七年九月廿一日

ハーリー・エス・パークス

外務卿 寺島宗則 閣下

別紙目録

- 一 英国領事ヨリ県令宛 六月廿一日附
- 二 県令ヨリ英国領事宛 六月廿七日附

三 英国領事ヨリ県令宛

八月十四日附

但医官レンウキック氏意見書医官フォンリーヴン氏

意見書添

四 英国領事ヨリ県令宛

八月十八日附

但英国居留人申立書添

五 県令ヨリ英国領事宛

八月廿五日附

但医官フォンリーヴン氏報告書添

写

校 大島 貞 益  
高平 小 五 郎

以手紙致啓上候陳者外国人居留地ニ於テ病院老ケ処ハ岩永ニ有之一ケ処ハ従前之コムメルシャルホテルニ有之候処右病院ニケ処ヨリ悪臭散出致候旨ヲ以テ拙者迄種々苦情申立相成候就テハ官員一名派出相成病院検査之上右申立之趣確実ニ候ハ汚穢除却相成候様可然御取計有之度此段如此御座候教具

長崎千八百七十七年六月廿一日

マルカス フロウエルズ 手記

北島秀朝 貴下

写

本月廿一日附御贈翰正ニ接閱陳者居留地内ニ設置有之我軍団病院ヨリ臭気発起云々御掛合之趣致了承候不取敢其筋へ及照会候処右ハ是迄精々注意不潔物等散布ノ患無之筈ニ候得共尚

第四章 長崎医学の復興

一層注意可致旨回答有之候条御承知之上夫々御通達相成度此段御答為可御意如斯御座候以上

明治十年六月廿七日

長崎県令 北島 秀 朝

貌列願國領事

マルキユス フロウエルズ 貴下

写

校 大島 貞 益  
高平 小 五 郎

貴国病既ヨリ悪臭発出候儀ニ付マルチン氏ヨリ苦情申立候処医官フォンリーヴン氏及レンウキック氏之意見モ有之候ニ付御採用相成外国人居留地之安寧保全被致可然儀ト相考候ニ同氏等之報告写書及進呈候尤同氏等之意見ニ拠レハ屋留地之保護充分ニ無之趣ニ候フォンリーヴン氏ハ病院ノ雪隠並下水不体裁ニ有之ニ付悪臭発出候旨申立レンウキック氏ハ居留地之人命之カ為メ危難ニ可陥趣申聞候間可然御評議被相遂右様之弊害除却相成候様夫々御着手相成度希望致シ候此段得御意度如此ニ御座候

長崎千八百七十七年八月十四日

マルカス フロウエルズ 手記

北島秀朝 貴下

第六節 コレラの流行と避病院の設立

写

校大島貞益  
訳高平小五郎

外国人居留地ニ於テ数多之臨時病院取設有之候為人民ノ健康  
危難ニ可陥儀ニ付愚見申陳本日之貴翰ニ致回答候元來日本人  
ハ不用之縹布類不取始末ナルハ勿論室内之始末不注意ニ候得  
ハ人家稠密之中間ニ於テ病院取設候ハ誠ニ危害有之儀ト存候  
就而者右ニ付此処彼処之別ナク苦情不申立モノ無之前記之無  
始末ニ依リ外国人居留地之人命危難ニ可陥ハ無疑事ニ有之候  
此段得貴意度如此ニ御座候敬具

長崎千八百七十七年八月十三日

ウキルリヤムレンウキツク手記

マルカスフロウエルス 貴下

写

校大島貞益  
訳高平小五郎

本日之貴翰ハマルチン氏之手簡写書ト併封シ別紙之通り致返  
却御来意ニ随ヒ報告申上候

外国人居留地通行之節目今日日本人カ病院ニ用ヒタル家屋ノ  
近傍ニ於テ悪臭ニ感触スル事頗ル多シ是レ畢竟雪隠并下水  
之不体裁ニ基クモノナリ

一 右様之悪臭ハ音ニ隣人又ハ通行人之鼻官ヲ悩マスノミナ  
ラス炎天ノ節ハ殊ニ種々之熱病ヲ伝染スルノ媒介タル事  
疑ヒナシ

一 雪隠及下水之始末行届カサル時ハ地質ヲ飽合シ井水ヲ汚  
濁シ弊害一様ナラス是ヲ以テ其近傍ニ於テ可憫結果ヲ招  
来セン事論ヲ俟タス

一 愚見ニ拠レハ当居留地人民之健康ハ実ニ前記ノ如キ悪臭  
ノタメニ危難ニ陥リタルカ故ニ可成丈速ニ此為体ヲ改変  
不致テハ不相成儀ト奉存候

此段得御意度如此ニ御坐候敬具

長崎千八百七十七年八月十三日

ダブリュー・ケー・エム・フォンリールヴェン・

フォンドヴェンボード手記

マルカスフロウエルス 貴下

写

島田胤則 訳

岩永地内下水不潔之儀本月十四日拙翰ヲ以及御照会候処其後  
尚又大浦山手居留之者共ヨリモ別紙之通申出候該所臭氣之苦  
情ニ就テハ及御照会候事既ニ及三回候儀ニ有之以上ハ病院ニ  
テモ早々所置可相成ト信候乍併居留外国人ニ於テハ決シテ憫  
然ナル負傷者之居留地内ニ在ルヲ嫌ヒ候訳ニハ聊カ無之及テ  
力之及フ限ハ扶助致シ度兼テ切望罷在候得共衛生不行届ヨリ  
自然伝染病之發出セン事ヲ怖レ申立候儀ニ有之其辺宜シク御  
了察相願候敬具

千八百七十七年八月十八日

長崎英国領事館於テ

北島秀朝 貴下

マルクス・フロウル手記

写 島田胤則 訳

目今日本政府病院ニ相成居通俗岩永ト相唱へ候館地続ノ下水殊之外不潔之景状ニ有之右下水ヨリ殆ト難堪悪臭発生候ハ既ニ前日来之事ニ付疾ニ可申立之処只在院者而已ノ為ヲ思フモ内国官吏ニテ自ラ其毒害ヲ除却スルノ所置可有之儀ト差扣罷在候然ルニ今以其様子無之且右ハ居留人一般ノ健康ニ相関スルノ患ヒ少カラサル不容易ノ事ニ付可成有功無害ノ方法ヲ以テ同館ヨリ流出ノ汚物等ヲ除去有之様申立候ハ最早寸時モ猶予スヘカラサル儀ト相考候殊ニ拙者共ノ如ク接近ノ地ニ居住罷在候者ハ其害最モ甚シク早ク何分ノ所置無之テハ他事ハ厄モ角遂ニ発病ノ患免レ難キ儀ニ有之候間早々右汚物取除方御取計有之度以連署此段及御願候敬具

千八百七十七年八月十六日 長崎於テ

エ・イ・マルチン手記

アル・マックリニール手記

アレキサンドル・ライト手記

エフ・ポットル手記

エッチ・モーンドレル手記

マルクス・フロウル 貴下

写

本月十四日十八日附兩回ノ御贈輸正ニ取閱陳ハ居留地内ニ設置有之我海軍病院ヨリ臭氣發起云々ニ付貴国人ヘヌリードブリニマルテイン氏外五名ヨリ申訴ノ趣医師ノ見込書ヲ副ヘ御来示致領得候右ハ是迄御掛合ノ都度々々該院江及照会置候ニ付夫々着手相成居候義トハ存候得共猶当県病院教師エ更ニ実地検査為致候処別紙ノ通申出候ニ付貴下御一閱ノ為写加封及御廻致候勿論該医案ノ趣ハ更ニ其筋エ及掛合置候条当人等エ右辺ヲ以テ可然御説諭相成候様致度此段御回答如斯御座候以上

明治十年八月廿五日

長崎県令 北島秀朝

貌列願国領事

マルキユス フロウルス 貴下

写

島田胤則 訳

長崎県外国人居留地(大浦)内ニ於テ此節臨時病院ニ使用有之各館ノ義貴命ニ付キ実地検査ノ上其清潔如何ノ景況殊ニ其近傍居留ノ外国人ヨリ苦情申出候便所并下水ノ事委曲面謁ヲ以テ具状ニ及ヒ中ニハ便所等掃除不行届ノ館モ有之右ノ分ハ少ニ手ヲ加ヘラレ候様拙者之存意申上候処右之趣閣下ニ於テハ全ク御同意相成候ニ付其旨ヲ以テ居留地ノ健全ヲ害セサル様悪臭ノ防キ方閣下ヨリ海陸病院長へ御通達相成候義ニ可有之候就テハ右ニ付居留地人共之苦情ヲ申越候領事へ御懸合ノ

## 第六節 コレラの流行と避病院の設立

都合モ可有之存候ニ付拙者之見込左ニ申上候即拙者ノ見込ニテハ先キニ申上候預防法サヘ施行候ハ、必スシモ居留地内ニ病院ヲ置キテハ臭氣ヲ発シ居留人ニ熱病ヲ生セシムルニ至ル程ノ事ハ有之間敷存候故ニ近隣居住ノ者右臨時病院ノ為ニ害ヲ受ケサル様悪臭ナカラシムルニハ各病院ニ於テ日々便所下水等ノ掃除ヲ怠ラス不潔無之様注意セハ可然義ト存候也

ワン・リニューウェン・ワン・ジュウエンボト日記

北島秀朝 閣下

先に述べたように、八月二十七日に制定された虎列刺病予防心得に基いて種々の施設が設置されたが、県でも人事を決定した。九月二十四日、長崎病院長吉田健康は「当分虎列刺病予防事件ニ付衛生係へ臨時出仕申付候事」という辞令を長崎県より受取った。同日、女神病院の落成に伴い、患者移転の節、人員が次第に増したのに医員一名であったため、万事行届き兼ねるといので、吉田院長の人選で加藤文敬が治療掛（月給十五円）に採用されることになった。翌二十五日、虎列刺病予防事務係は県令北島秀朝に辞令按を提出し、臨時御雇の医員を決定した。この時、大園謙斎（九円）、鹿兒島寿庵（十円）、

栗崎正景（九円）、竹下林馨、寺本一堅、坂本成規（以上十円）が採用された。

処で、この年のコレラ流行は十一月で終焉し、十一月十九日に呈出された長崎県辞令按によると、悪疫流行のため、衛生係出仕となっていた吉田健康は病勢も稍消散し、日々執筆すべき事務もなく、本院は軍人傷者も引受け、別して多事の趣でもある様子なので、出仕を免じたいというのであった。そして吉田健康は翌二十日に至り「御用済ニ付衛生係出仕差免候事」という辞令を県より受取ったのである。

なお、この年十二月八日に、脚気病について各県に調査が命ぜられている。脚気については既にポンペが長崎に渡来早々発見し、翌々年に至って報告したところがあったが、明治に入って脚気病院の設立やベルツの研究によってその原因、治療法の充実をみたのである。こうした疾病の研究は一人だけでは充分な結果は得られないもので、先学の報告と指導と研究の集積によって始めて完成の域に達するものであろう。